

平成30年1月農業委員会定例会議事録

日時	平成30年1月19日（金）午後1時35分～
場所	さぬき市役所 附属棟多目的室 議事録署名委員の指名について
日程第1	諸報告
日程第2	農地法第3条に基づく申請審議について (会長提出議案第1号～3号)
日程第3	非農地証明願いについて (会長提出議案第4号～6号)
日程第4	農地法第4条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第7号)
日程第5	農地法第4条に基づく申請審議について (会長提出議案第8号～9号)
日程第6	農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第10号～11号)
日程第7	農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について (会長提出議案第12号)
日程第8	農地法第5条に基づく申請審議について (会長提出議案第13号～16号)
日程第9	農用地利用集積計画の審議について (会長提出議案第17号) 農用地利用配分計画について (会長提出議案追加第1号)
日程第10	農業経営改善計画の審査について (会長提出議案第18号)
日程第11	青年等就農計画の審査について (会長提出議案第19号)
日程第12	その他
出席委員	1 楠 豊 2 蓮池秋男 4 蓮井セツ子 5 松岡浩二 6 稲田俊美 7 大塚ノブ子 8 岡村義弘 9 小川義洋 10 神野 太 11 佐藤恭一 12 芳竹和政 13 岩澤佳宣 14 寒川 巧 15 十河道夫 16 藤澤 明 18 松原俊幸 (会長)
欠席委員	3 上野壽雄 17 岩崎治樹(会長職務代理者)
事務局	藤井浩局長 山下智資課長補佐 北野茂雄課長補佐 佐藤仁美副主幹
農林水産課	杉浦寿副主幹
農地機構	谷口孝農地集積専門員 松岡一海農地集積専門員
傍聴者	無

議長（会長）

みなさん、こんにちは。新しい年を迎えられて、相場の世界では、「戌笑う」と言われ縁起の良い年。これからは、どんどんと好景気になってくればと思っております。新年、最初の月に何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。さて、新年早々ですが、さぬき市内では鳥インフルエンザが outcome して、四国初ということで、大変、テレビ、新聞等報道されていますが、市の職員も昼夜問わず出動し、ご苦労様でございました。また、周辺農場には異常もなく沈静化に向かっているそうです。さて、昨年、新体制になりまして、半年が過ぎました。国においては、農地の集積・集約化、また、耕作放棄地の発生防止など、農地利用の最適化が望まれております。農業委員と推進委員とが共に協力しながら、より良い農地保全が確保できればと思っております。本日の定例会が円滑なご審議ができるようご協力をお願いし、年頭の挨拶に代えさせていただきます。

では、ただ今より平成30年1月農業委員会定例会を開会致します。なお、本日提案致します案件については、事前に各地区で現地確認し調査いただいていると思いますのでよろしくお願い致します。また、本日、新規認定の案件があり、1時より事前に各地区の代表者と私の6人で、聞き取り調査を行っておりますので、後ほど、地区代表者から報告致しますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は18名中16名の出席で農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

議事録署名委員ですが私の方から指名致します。それでは13番岩澤委員さん、14番寒川委員さん、よろしくお願い致します。では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。続いて、事務局より諸報告があります。

事務局

農地法第18条第6項に基づく通知について第1号、第2号及び第3号は、本人耕作による解約。使用貸借終了農地返還通知について第4号、第5号は、耕作不便・低生産性、借り手の変更による利用権の中途解約について報告。

議長（会長）

事務局の報告が終わりました。

では、日程第2 農地法第3条に基づく申請審議について、会長提出議案第1号から第3号までを議題とし一括上程します。

では事務局からの説明を求めます。

事務局

第1号議案については、同一世帯内の●●●●で●●●●への●●●●の案件です。第2号議案については、●●●●●●●●、第3号議案については、●●●●●●●●で農地法第5条に基づく承継を伴う案件と関連があります。いずれも●●●●●●●●を伴うものであり、下限面積を満たしています。

議長（会長）

事務局からの説明が終了致しました。尚、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いしま

す。

●●地区の代表委員から報告をお願いします。

岡村義弘委員 1号議案は、●●●●さんのことですが、●●ということで、田んぼの方は、境界は難しかったですが、そのまま本人がやるということですので、問題はないのでは。

議長（会長） 続いて、●●地区。

稲田俊美委員 現地に行ってまいりまして、確認しまして、お孫さんが耕作していたが、猪の被害を受けて、やる気が無くなってしまった。●●さんとの話が出来て、残りの1丁余りも他の方が田んぼを見てくれる。皆さんで諮っていただきたい。

議長（会長） 続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

佐藤恭一委員 3号議案、来る17日に推進委員さんと現地を見てまいりまして、既に耕運した状態で、田んぼに戻った形になっています。そして、5条の承継が10号議案で出てきていますが、水利権はどうなっているのか、という皆さんの意見がありまして、昨日、水利組合長に聞いたところ、田んぼに戻すのは構わない。水利権は戻すというか、もう、いらぬ。それだったら、認める話となったようです。平成4年頃、5条転用で買った人が、要らなくなって●●で弟さんへあげることになって、田んぼの農地転用ができるのであれば、3条許可は問題ないということです。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。
議案第1号から第3号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。

小川義洋委員 3号、田んぼとして認めない。

佐藤恭一委員 田んぼとしてではなく、5条の許可をとってから、介在田になっていますから、あくまで、農地法でいう田んぼで無くなっていますから、水利組合長は田んぼでないから「判」は押せないとなって、ところが、田んぼに戻すということを5条の承継で。田んぼとして認めてもらえれば、田んぼになる。水利組合長は水利権がいらぬのだったら。かまんと。水利権が復活するのであれば、負担金を。黒大豆を作るのに、水は要らない。あくまで、地目を田んぼとして、雑種地でもらうと●●が●●なる。もう一度、田んぼから介在田、宅地で許可を得たものを、また、田んぼに戻して、田んぼに戻すから3条になるという形になった。これで草、茫々にならん。許可を貰って25年放つといた。田んぼの形であるなら良い。

議長（会長） それでは、議案第1号から第3号につきまして、お諮りします。議案第1号か

	ら第3号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第1号から第3号を原案のとおり認めることと致します。
議長（会長）	では、日程第3 非農地証明願いについて、会長提出議案第4号から第6号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局から説明を求めます。
事務局	<p>今回の非農地証明案件は3件あり、面積にして8,563㎡12筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第4号は、平成10年頃から20年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第5号は、昭和63年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p> <p>議案第6号は、平成元年頃から30年以上耕作不能な状態が継続し山林化したもので、市非農地証明願い事務処理要領に基づく基準に適合していると判断されます。</p>
議長（会長）	事務局からの説明が終了致しました。尚、本議案については、●●地区、●●地区の関係ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区代表委員から報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	4号案件について、でございますが、1月15日に農業委員3名、推進委員5名で現地調査を行いました。現地を見てまいりまして、山林化になっておりまして、ご審議の程よろしくお願い致します。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。
大塚ノブ子委員	第5号ですけれども、16日推進委員と私とで現地に見に行きました。現地のそばまで行き、見たのですけれども、全部、山林になっていました。どうぞ、よろしくお願い致します。それと、6号議案、●●さんですけれど、これも現場を見ましたが、山林にしてはどうでしょうかということになりました。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。議案第4号から第6号につきまして質疑等がありましたらご発言を認めます。
全委員	質疑なし。

事務局	<p>今回の第4条案件は2件あり、面積にして850㎡、6筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第8号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、農振個別除外事前協議済です。水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p> <p>議案第9号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●で、併せ利用地があります。水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。無断転用の是正を図るものです。申請地は旧●●●です。</p>
議長（会長）	<p>事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区の代表委員から報告をお願いします。</p>
岡村義弘委員	<p>8号議案ですが、推進委員3人と見まして。●●●●●●ですが、●●●があり出来てみないとわからない。けれど、こういう問題が出ないのかと。今は草が生えているので、4条で申請人がすることなので。</p>
議長（会長）	<p>私も見に行かしてもらって、●●●の南側には、自分の経営しているアパートがある。</p>
岡村義弘委員	<p>田んぼの管理が自分でできないので、●●●を。</p>
議長（会長）	<p>自分ところのアパート。●●●で困ったら、みんな自分から出ていく。自分ところ、空き家になる。自分のところやから言えんということで、わかりました。</p>
議長（会長）	<p>続いて、●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。</p>
岩澤佳宣委員	<p>第9号ですが、1月15日に推進委員とまいりました。昭和41年頃の話ですが、昭和59年頃に基盤整備がありまして、それまでにちょっとずつ●●、●●●●。偶々●●、●を建ててしまった。その後、基盤整備があり、本人が忘れていたということで、土地改良区や水利組合の意見書も出ておりますので、是非、手直ししていかないかんということです。</p>
議長（会長）	<p>各地区代表委員の報告が終わりました。議案第8号及び第9号につきまして質疑等がありましたら発言認めます。</p>
全委員	<p>質疑なし。</p>
議長（会長）	<p>それでは、議案第8号及び第9号につきまして、お諮りします。議案第8号及</p>

	び第9号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第8号及び第9号を原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第6 農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第10号及び第11号、農地法第5条第16号を議題として一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>今回の第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の案件は2件あり、面積にして2,088㎡、3筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第10号は、農地法第3条第3号と関連があり、申請地は平成4年4月30日付け●●●●●●として取得し転用許可を受けたものですが、事情が変わり●●不要となり、農地として維持管理するようになりましたが、前譲受人も高齢になり、維持管理を継続することが困難となり、親族である承継者との話がまとまったので申請に及んだものです。尚、事業計画が農地へ変更となることから、農地法第3条も必要であることから同時申請しているものです。</p> <p>議案第11号と農地法第5条の議案第16号は同一申請で関連があり、一括でご説明させていただきます。前譲渡人は、平成29年7月31日付け●●●●●●として取得し、転用許可を受けたものですが、許可後、会社の事情変更により転用事業を遂行できなくなり、一方、承継者は申請地周辺において以前より候補地を探していたが、適当な土地も見つからず、付近の他の候補地と比較検討を行い、県道に近く、JRや幼・小学校も近接にある申請地が●●●●●●用地に適していることから、前譲受人との話がまとまり、申請に及んだものです。地元土地改良区をはじめ、水利組合、隣接農地所有者の同意も整っております。</p>
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●地区代表委員から報告をお願いします。
佐藤恭一委員	既に耕起して、田んぼに戻して、まったく問題ないと思います。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から調査結果の報告をお願いします。
十河道夫委員	11号、16号は関連がありますが、●●●●●●さんから相手を変えて、承継者でやるということです。以上です。
議長（会長）	各地区代表委員の報告が終わりました。議案第10号及び第11号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ご意見ございませんか。

佐藤恭一委員	先ほど、十河委員さんから言われましたが、半年ぐらいで承継しているが、何で、半年ぐらいで、承継を出したか事情をお聞かせいただきたい。
議長（会長）	16号ですか。
佐藤恭一委員	11号ですが、計画が7棟のまま、計画変更また出ないのか。
十河道夫委員	5条申請で、会社が変わっただけですが。
議長（会長）	これは、佐藤委員が最初から関わっているの、知っているのではないのでしょうか。みんなに知ってもらうための質問でしょうか。他に、ありませんか。
議長（会長）	それでは、議案第10号、第11号及び第16号につきましてお諮りします。議案第10号、第11号及び第16号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第10号、第11号及び第16号について原案のとおり認めることとし、香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第7 農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第12号を議題とし上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	今回の第5条に基づく事業計画変更の案件は1件あり、面積にして1,648㎡、2筆です。それでは、個別案件の説明を致します。 議案第12号の事業計画変更につきましては、●●●●●●●●●●の工期延長に伴う申請です。事業計画については、●●●●●●、●●●●●及び●●●●で前回と変更はありません。転用工期を変更するものです。
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。尚、本議案については、●●地区の案件ですので、●●地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。
楠 豊委員	それでは、ご報告致します。内容につきましては、事務局の説明のとおりで、●●●●●の関連事業の一時転用であり、工事の遅れに伴う2ヶ月遅れのございます。現地確認し問題無かろうということです。よろしくお願ひ致します。
議長（会長）	●●地区代表委員の報告が終わりました。議案第12号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。ご意見ございませんか。
全委員	質疑なし。

議長（会長）	それでは、議案第12号につきまして、お諮りします。議案第12号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第12号について原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。
議長（会長）	日程第8 農地法第5条に基づく申請審議について、会長提出議案第16号を除く議案第13号から第15号を議題とし一括上程致します。それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>今回の第5号案件は4件あり、面積にして3,862㎡、4筆、内第16号を除きますと、面積にして2,103㎡、3筆です。それでは、個別案件の説明を致します。</p> <p>議案第13号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、権利は●●●●●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、農振個別除外事前協議済です。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p> <p>議案第14号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第3種農地判断です。転用目的は●●●●で、権利は●●●●●●●●です。隣接同意、関係団体等の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p> <p>議案第15号は、農地法施行令及び同法施行規則で申請地周辺の状況等から第2種農地判断です。転用目的は●●●●●●●●で、権利は●●●●●●●●です。隣接同意、水利組合、関係団体の調整は整い、申請に至ったものです。隣接農地への影響はないと考えています。申請地は旧●●●です。</p>
議長（会長）	事務局からの説明が終わりました。本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、各地区の代表委員から調査結果の報告をお願いします。●●●地区代表委員から報告をお願いします。
蓮井セツ子委員	13号であります。1月15日に現地確認を行いました。農振個別除外済でございます。ご承認されますようご審議の程よろしくお願い致します。
議長（会長）	続いて、●●地区代表委員から報告をお願い致します。
岡村義弘委員	14号ですけれど、推進委員と話しながりました。利用計画によると道路から低くなるので、排水はどうなるのかと思い、現地を見たが心配ない。
小川義洋委員	15号ですけれど、●●地区では初めてで、私1人では判断しかねて、●●地区

の農業委員さんに来ていただいた。建てる場所を見るのは、農業委員さんと土地改良区の方だけなのです。公図を見てもらうと北側の●●さんの土地があり、そこにも●●●の話があります。その周辺でも●●●の話があると、集団になっているので良いのだが、周辺住民の方が、どういう思い、意見があるのかどうか。農地が減ってしまうので、それで困っている。

議長（会長） ●●●して、周囲の人で困る人は。

小川義洋委員 新規就農のような人もいる。水利組合の人に電話してみたら、水利組合としては転用できるようOKしたと。

議長（会長） 新規の人にこの話の前に、話すべきだったのでは。

小川義洋委員 売の話は知らなかった。農業用倉庫の話だけ。

議長（会長） 各地区、条件が違う。小川委員さんの地区と、僕らの地区とは条件が違うから、その地区に合った農業委員さんの判断が欲しいですね。

小川義洋委員 隣接の同意が必要となるので、その人達と周辺の方との話し合いがあれば、その地区で。

十河道夫委員 みんな集まっての話し合いでは。

小川義洋委員 審議の方を。

議長（会長） 各地区代表委員の報告が終わりました。議案第13号から第15号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員 質疑なし。

議長（会長） それでは、議案第13号から第15号につきまして、お諮りします。議案第13号から第15号について異議ありませんか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） それでは、議案第13号から第15号について原案のとおり認めることとし香川県に進達致します。

議長（会長） 日程第9 農用地利用集積計画の審議について会長提出議案第17号を上程致します。なお、今月の案件で整理番号15番、16番が小川委員、整理番号23番、24番が神野委員の関係議案になり除席対象議案になりますので、後

で別審議と致します。では、事務局より説明を求めます。

事務局

議案書の8ページをお開きください。先ほど会長が言われましたように、神野委員さん、小川委員さんの議案を除いて30件です。個人が15件、法人が3件、中間管理機構が12件の合計30件となっております。30件の内新規が20件、再設定が10件でございます。30件のうち、賃借権が4件、使用賃借権が26件でございます。賃借権の内訳としまして、現金226,000円が1件、5,000円が1件、3,800円が1件、2,000円が1件となっております。期間は、11年が1件、10年が5件、6年が10件、5年が9件、4年が1件、3年が1件、2年が2件、1年が1件となっております。以上です。

議長（会長）

説明が終了致しました。質疑に入ります。
尚、本案件につきましては案件も多く時間がかかりそうですので一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号等指定の上、ご発言下さい。

松岡浩二委員

整理番号17番ですが、●●●となっております。

事務局

●●●●生まれ、本人さんが持ってこられました。

議長（会長）

それでは、議案第17号について、整理番号15番、16番、23番、24番以外のものについて、原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長）

では、原案のとおり認めることといたします。
続きまして、小川委員と神野委員の関係議案である整理番号15番、16番、23番、24番の審議に入ります。

議長（会長）

それでは、小川委員と神野委員の退席を求めます。

（小川委員、神野委員・・・退席）

議長（会長）

では、事務局から説明を求めます。

事務局

委員さんの議案は、個人の新規が2件、再設定が2件の4件となっており、いずれも使用賃借権で、6年が2件、3年が2件でございます。

議長（会長）

説明が終わりました。質疑等はありませんか。無ければ原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員

「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認致します。退席されている小川委員と神野委員の再入場を認めます。

（小川委員、神野委員・・・再入場着席）

議長（会長） それでは、ただ今「農用地利用集積計画」が認められましたので、追加議案として「農用地利用配分計画について」を上程したいと思います。いかがでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） 暫時、休憩致します。時間は、午後３時５分に再開します。

（資料配布）

議長（会長） 再開します。

それでは、会長提出追加議案第１号「農用地利用配分計画について」を追加提案いたします。事務局より説明を求めます。

事務局 今月は、農用地利用配分計画２７議案について説明します。貸付先は個人が１７件、法人が１０件で全て区域内となっております。設定する権利等については、賃借権が４件、使用貸借権が２３件です。期間は１０年が６件、６年が１８件、３年３件となっております。利用内容は水稲、麦が中心となっております。以上です。

議長（会長） 説明が終わりました。質疑等はありませんか。

全委員 質疑なし。

議長（会長） 無ければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員 「異議なし」との声あり。

議長（会長） では、原案のとおり承認いたします。

議長（会長） 日程第１０ 農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第１８号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

農林水産課 農業経営改善計画認定要領に基づく農業経営改善計画の説明。
●●●●●●●●●●、さぬき市●●●●●●番地、平成●●年●月●日設立です。営農類型は、果樹ブドウです。詳しくは、別紙農業経営改善計画認定申請書をご覧ください。
新規に基づく農業経営改善計画の説明。

議長（会長）	事務局の説明が終わりました。本議案については、●●地区の関係案件ですので地区の代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。
岡村義弘委員	18号議案、今、事務局から説明がありましたとおり、息子さんがある程度できるので問題ないと思われます。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第18号について質疑等がありましたら発言認めます。
全委員	質疑なし。
議長（会長）	それでは、農業経営改善計画の審査について議案第18号についてお諮り致します。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第18号について原案のとおり承認することと致します。
議長（会長）	続きまして、日程第11 青年等就農計画の審査について、会長提出議案第19号を議題と致します。では、事務局より説明を求めます。
農林水産課	認定新規就農者認定要領に基づく青年等就農計画の説明。 ●●●●さん、さぬき市●●●●●●番地、昭和●●年●●月●●日生まれです。営農類型は、施設果樹、露地野菜です。詳しくは、別紙青年等就農計画認定申請書をご覧ください。 新規に基づく青年等就農計画の説明。 ●●●●、●●さん、さぬき市●●●●●●番地●●、●●さん昭和●●年●●月●●日生まれ、●●さん平成●●年●●月●●日生まれです。営農類型は、露地野菜、芋類、豆類です。詳しくは、別紙青年等就農計画認定申請書をご覧ください。 新規に基づく青年等就農計画の説明。
議長（会長）	事務局の説明が終了致しました。本議案については●●地区の関係案件ですので、地区の代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。
岡村義弘委員	1号の●●●●さんは、●●となっておりますので、インターネット等を活用し、農地の再生が期待され、販売が可能ということのようです。
小川義洋委員	2号の●●さんらは、昨年からは農業従事しはじめ、今はお手伝いですが、私といっしょに、これからだと思っています。

議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第19号について質疑等がありましたら発言を認めます。
岩澤佳宣委員	●●さんですが、現在トラクターが無い状態では。将来、高松でも。
農林水産課	将来、トラクターを購入予定です。
議長（会長）	それでは、青年等就農計画の審査について議案第19号についてお諮り致します。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第19号について原案のとおり承認することと致します。
議長（会長）	本日上程の議案については以上ですが、日程第12 その他で何かありましたら発言をお願いします。
事務局	全国農業新聞購読申込説明 次回、定例会（2月20日）推進委員との合同研修会開催周知
議長（会長）	以上をもちまして、平成30年1月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議をありがとうございました。 (15時20分閉会)

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第3条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・非農地証明願いについて
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく事業計画変更の申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第4条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく承継を伴う事業計画変更の申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく事業計画変更の申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農地法第5条に基づく申請審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用集積計画の審議について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農用地利用配分計画について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・農業経営改善計画の審査について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

・青年等就農計画の審査について
賛成委員・・・・・・15名 反対委員・・・・・・0名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員 13番

署名委員 14番